



流山市監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による公の施設の指定管理者監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別添のとおり公表する。

平成28年6月2日

流山市監査委員

佐々木 健



流山市監査委員

中 川 弘



平成27年度
公の施設の指定管理者監査報告書

株式会社 すばる

流山市監査委員

目 次

| | | |
|-----|--------------|---|
| 第 1 | 監査を実施した監査委員名 | 1 |
| 第 2 | 監査の種類 | 1 |
| 第 3 | 監査の期間 | 1 |
| 第 4 | 監査の対象団体 | 1 |
| 第 5 | 監査の範囲 | 1 |
| 第 6 | 監査の方法 | 1 |
| 第 7 | 指定管理の概要 | 2 |
| 第 8 | 監査の結果 | 5 |

平成 27 年度公の施設の指定管理者監査報告

第 1 監査を実施した監査委員名

佐々木 健一

中 川 弘

第 2 監査の種類

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定による
公の施設の指定管理者監査

第 3 監査の期間

自 平成 27 年 11 月 27 日

至 平成 28 年 4 月 22 日

第 4 監査の対象

監査の対象とした公の施設、指定管理者及び担当部局は、次のとおりである。

公の施設の名称

流山市木の図書館

指定管理者の名称

株式会社 すばる

担当部局

生涯学習部図書・博物館

第 5 監査の範囲

平成 26 年度における公の施設の指定管理に関する事務事業及び担当部局の当該指定管理に関する事務

第 6 監査の方法

監査の実施に当たっては、指定管理者に関係書類の提出を求め、実査を行うとともに関係職員から説明を聴取し、流山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 16 年流山市条例第 27 号。

以下「条例」という。)、流山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則(平成16年流山市規則第52号。以下「規則」という。)、各施設の設置管理に関する条例及び規則並びに指定管理に関する基本協定書、業務仕様書、年度協定書等に沿った適正な管理運営が行われているかに主眼を置いた。

また、担当部局に対しては、指定管理者への指導監督が適切に行われているかに主眼を置いた。

第7 指定管理の概要

指定管理の概要は、次のとおりである。

1 施設の概要

流山市木の図書館

| | |
|--------|---|
| 所在地 | 流山市名都借313番地の1 |
| 施設の名称 | 流山市木の図書館 |
| 施設の概要 | 木造2階建 延床面積 836 m ² 1階 430 m ² (東部出張所・防災備蓄倉庫含む) 2階 406 m ² ガス熱源による空調設備、雨水利用設備、太陽光発電設備を有する |
| 敷地面積 | 1,045.70 m ² |
| 収容予定冊数 | 開架約30,000冊(他書庫30,000冊) |
| 主な設備 | カウンター、一般用書庫、児童用書架、参考用書架、視聴覚用書架、新聞雑誌コーナー、参考コーナー、読み聞かせコーナー、試聴席・公開インターネット席、閉架書庫、業務用・利用者用端末機12台、他に駐車場約27台 併設施設 流山市東部出張所、防災備蓄倉庫 |

2 業務の範囲

(1) 木の図書館の利用に関する業務

① 包括的事項

関連法規を遵守し、特に、個人情報の保護には留意すること。

また、常に図書館サービスの向上とコスト削減を心がけ、利用者の視点に立った運営を行うこと。

② 図書館資料の受入、整理、保存に関すること。

流山市図書館マニュアルに基づき業務を実施すること。

③ 図書館奉仕に関すること。

④ 読書普及に関すること。

(2) 木の図書館の施設及び設備の管理に関する業務

① 包括的事項

関係法令や指針等を遵守し、安全、安心かつ良好な施設環境の維持に努めるとともに、創意工夫を凝らし効率的に管理するものとする。

② 施設の管理に関する業務

③ 設備の管理に関する業務

(3) その他の業務

① 事業計画書の作成等

② 事業報告書の作成等

③ 教育委員会との連絡調整等

④ 施設運営の改善

⑤ 自己評価書

⑥ 指定期間終了に当たっての引継業務

⑦ 金銭の管理

⑧ その他日常業務の調整等

⑨ 東部出張所の電話予約サービスによる住民票等の交付事務

3 指定管理者の概要

(1) 団体名 株式会社すばる

(2) 所在地 千葉県鎌ヶ谷市右京塚3番地3

(3) 設立 昭和51年4月2日

(4) 資本金 1億円

4 指定期間

平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

5 平成 26 年度指定管理料

37,769,000 円

6 平成 26 年度収支決算額

収 入 38,201,453 円

支 出 34,042,409 円

収支差額 4,159,044 円

7 利用状況

(1) 平成 26 年度利用者数等

| | 利用者 (人) | 貸出冊数 (冊) | リクエスト件数 | | レファレ ンス件数 |
|-----------|------------|-------------|---------|--------|--------------|
| | | | 受付数 | 処理数 | |
| 26 年 4 月 | 3,547 | 12,053 | 979 | 2,037 | 30 |
| 26 年 5 月 | 3,748 | 12,867 | 1,083 | 2,376 | 55 |
| 26 年 6 月 | 3,558 | 12,252 | 978 | 2,191 | 35 |
| 26 年 7 月 | 4,126 | 13,783 | 1,207 | 2,418 | 54 |
| 26 年 8 月 | 4,449 | 14,720 | 1,175 | 2,536 | 78 |
| 26 年 9 月 | 3,641 | 12,285 | 1,033 | 2,256 | 44 |
| 26 年 10 月 | 3,584 | 12,058 | 1,067 | 2,215 | 66 |
| 26 年 11 月 | 3,753 | 12,792 | 1,137 | 2,363 | 98 |
| 26 年 12 月 | 3,275 | 11,725 | 979 | 2,143 | 72 |
| 27 年 1 月 | 3,077 | 10,912 | 960 | 1,946 | 42 |
| 27 年 2 月 | 3,487 | 12,208 | 918 | 2,302 | 61 |
| 27 年 3 月 | 3,545 | 12,220 | 950 | 2,232 | 57 |
| 合 計 | 43,790 | 149,875 | 12,466 | 27,015 | 692 |

(2) 年度別利用者数等の推移

| | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
|--------|----------|----------|----------|
| 開館日数 | 277日 | 302日 | 314日 |
| 登録者数 | 1,928人 | 1,025人 | 921人 |
| 利用者数 | 40,445人 | 42,748人 | 43,790人 |
| 貸出冊数 | 141,218冊 | 148,136冊 | 149,875冊 |
| リクエスト数 | 10,375件 | 11,609件 | 12,466件 |

第8 監査の結果

1 総合意見

流山市木の図書館指定管理業務については、東部地域の図書館として開設当初から指定管理による運営となっている。接客に重点を置いた専用スタッフの案内係の配置をするなど利用者サービス向上に評価を得ている。

利用状況は、利用者数、貸出冊数、リクエスト数など年々順調に増加しており、指定管理制度の本来の目的である市民サービスの向上という視点での成果が見られる。しかしながら、経理に関する事項等改善すべきことが散見されたことや指定管理者から申請時に提案された事項が実現されていないため、所管課等においては、今後検討されたい。

また、木の図書館には、会議室がないため近隣の東部公民館会議室等を利用して自主事業を展開し、自主事業収入を得る努力をしている。維持管理費の光熱水費では、環境に配慮した空調の温度設定を心がけ温度変化の抑止を図るなど光熱水費の縮減という視点で光熱水費の節減に努力されている姿勢が見られた。引き続き節減に努められるよう要望する。

2 個別意見

公の施設の指定管理業務に係る出納その他の事務の執行について監査した結果、一部に「指摘事項一覧」のとおり、指摘事項（重要な事項及び軽易な事項）が認められた（表1）。

指摘事項については、監査の結果に基づき講じた措置について、流山市監査指摘事項等事務処理要領により通知を求めるものとする。

なお、指摘事項を除く事務事業は、調査した範囲においておおむね適正に執行されていた。

【表 1 指摘事項一覧】

| 法人・部局名 | 指 摘 事 項 | | | | | | | | | | | 検討・ 要望 事項等 |
|-----------------|---------|---|---|---|---|---|---|---|-------|---|---|------------------|
| | 重要な事項 | | | | | | | | 軽易な事項 | | | |
| | ア | イ | ウ | エ | オ | カ | キ | 計 | ア | イ | 計 | |
| 株式会社 すばる | 3 | | | | | | | 3 | | | 0 | |
| 市民生活部 市民課 | | | | | | | | 0 | 1 | | 1 | |
| 生涯学習部 図書・博物館 | 1 | | | | | | | 1 | | | 0 | 1 |
| 計 | 4 | | | | | | | 4 | 1 | | 1 | 1 |

(注) 指摘事項

重要な事項

ア 法律、条例、規則等に違反している事項

イ 不正な行為がなされた事項

ウ 事故が発生する恐れがある事項

エ 不経済となっている事項や行政効果が期待できない事項

オ 今後の事務又は他の部署に悪影響を及ぼす恐れのある事項

カ 過去に指摘されていたものであって、改善への取り組みが行われていない又は不十分な事項

キ その他監査委員が合議のうえ、重要と認める事項

軽易な事項

ア 事務上の軽易な誤りである事項

イ その他監査委員が合議のうえ、軽易と認める事項

検討・要望事項等

改善の検討を要する事項や要望等を、監査委員意見として集約し、監査結果報告書に反映させるもの。

(1) 指摘事項（重要な事項）

ア 法律、条例、規則等に違反している事項

【経理に関する事項】

・指定管理業務等に関する仕様書によると「指定管理料は、指定管理者自体の口座とは別の専用の口座で管理するものとする。また、指定管理業務に係る経理は、その業務に係る経理と区分して管理するものとする。」となっているが、指定管理料を管理する専用口座を設けていなかった。指定管理料を管理する専用口座の開設を求める。

（株式会社すばる）

【事業計画書の作成等】

・指定管理業務等に関する仕様書によると次年度の事業計画（収支計画書を含む）及び自主事業計画書（自主事業収支予算書を含む）については、毎年8月末日までに提出することとなっているが、提出されていなかった。また、自主事業計画書の自主事業収入予定額と木の図書館管理運営費自主事業収入予算額との差が生じていた。事業計画書及び自主事業計画書を期限までに提出を求める。また、収入予定額と収入予算額に差が生じないような計画書の作成を求める。

（株式会社すばる）

【維持管理業務】

・維持管理業務詳細仕様書では、業務を委託する場合は、事前に教育委員会に書面で申請し、書面による承諾を得たときは、委託し、請け負わせることができる。とある。施設管理業務をNTTファシリティーズに一括委託していたが、教育委員会の承諾手続を得ていなかった。早急な手続をするよう求める。

（株式会社すばる）

【維持管理業務】

・協定書では、電気設備保守点検を年 1 回行うことになっているが、管理業務の実施報告書が提出されていなかった。

(生涯学習部図書・博物館)

(2) 指摘事項 (軽易な事項)

ア 事務上の軽易な誤りである事項

【その他の業務】

・東部出張所の住民票の写し等の交付事務を取り扱っているが、交付の際に、封をせずに預けていた。

(市民生活部市民課)

(3) 検討・要望事項等

・株式会社すばるの提案書では、「開館時間を 30 分早くし、利用者のサービス向上を図ります。」とあるが、提案は実現されていませんでした。また、「年間開館日数の増加による利用者の利便性を確保する。」とあるが、年度協定書では、4 月、12 月～3 月の夜間開館時間を午後 7 時までとして開館時間を 1 時間短縮していた。

提案書による提案については、利便性の向上と指定管理者制度に基づいた提案であるため、条例による図書館の開館時間や貸出システムの制約等はあると思うが、極力生かしていくような体制が必要であるので、実現できるような体制の検討等を要望する。

(生涯学習部図書・博物館)